

○金融庁告示第 号
財務省告示第 号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十八条の五第五号の規定に基づき、一般顧客から除かれる者を次のように指定し、平成十九年 月 日から適用する。

平成十九年 月 日

金融庁長官 五味 廣文
財務大臣 尾身 幸次

- 一 日本銀行
- 二 預金保険機構
- 三 農水産業協同組合貯金保険機構
- 四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二百五十九条に規定する保険契約者保護機構
- 五 外国の法令上前各号に掲げる者に相当する者

件名

一般顧客から除かれる者を指定する件